

平成20年2月12日

島原鉄道(株)に対し事業改善の命令を発出

平成20年1月16日に発生した、島原鉄道(株)の龍石駅～西有家駅間の274号踏切における踏切障害事故(踏切無遮断)に伴い、同社に対し保安監査を実施した結果、同社代表取締役社長あてに鉄道事業法第23条に基づく事業改善の命令を発出しましたのでお知らせいたします。

1. 発出日時・場所

12日(本日)11時に九州運輸局鉄道部において、島原鉄道(株)塩塚社長に対し手交いたしました。

2. 添付資料

事業改善命令(別紙概要のとおり)

(参考)

※ 鉄道事業法第23条(事業改善の命令)抜粋

- ・国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

第1項3号

鉄道施設に関する工事の実施方法、鉄道施設若しくは車両又は列車の運転に関し改善措置を講ずること。

第1項6号

旅客又は貨物の安全かつ円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

<問い合わせ先>

九州運輸局鉄道部

技術課 担当：中嶋、松下

電話092-472-2520

安全指導課 担当：藤戸、三苫

電話092-472-4062

島原鉄道株式会社に対する事業改善の命令の概要

平成20年1月16日の踏切事故（無遮断）について、島原鉄道株式会社に対し1月18日～19日にわたり、保安監査を実施した結果、九州運輸局は同社に対し鉄道事業法に基づく事業改善の命令を本日発出しました。

○事業改善の命令の概要

1. 鉄道施設の総点検と再発防止策の確立
2. 運転保安設備の改良工事の総点検と再発防止策の確立
3. 手続きの総点検と再発防止策の確立
4. 安全管理体制の検証、改善及び安全意識の徹底

○確認された事項

- (1) 交通信号機が設けられ、踏切通行者の一時停止義務が解除された踏切において、運転保安設備の修理を怠り故障を放置した。（省令第87条第3項）
- (2) 運転保安設備に障害が発生した場合においても列車等の安全な運転に支障を及ぼさないための機能を停止させる改造を行った。（省令第63条）
- (3) 法令で定められた許認可等の申請手続きが行われなかった。（法第12条第1項及び同条第2項）
- (4) 安全統括管理者は、(1)から(3)までの事柄を知りながら、安全対策を取ることなくその職務を怠った。また、経営幹部も現場の業務運営の実態を把握していなかった。（法第18条の3）

*（凡例）法：鉄道事業法　省令：鉄道に関する技術上の基準を定める省令

○改善措置等の報告について

事業者は改善措置について1ヶ月以内に運輸局へ報告。